

平成29年度 3 月議会参考資料

茨木市規則第 号

茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成30年茨木市条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

（あっせんの申立て）

第 3 条 条例第10条第 1 項の規定によるあっせんの申立て（以下この条において「申立て」という。）を行おうとする者（以下この条、次条及び第 6 条第 2 項において「申立者」という。）は、あっせん申立書（様式第 1 号。以下この条において「申立書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、申立者が申立書の作成又は提出をすることができないことについて相当の理由があると認めるときは、口頭によることができる。

2 申立者は、必要に応じて、あっせんの参考となる事項に関する書類、記録その他の資料を提出することができる。

3 第 1 項ただし書の規定により口頭による申立てを行う場合は、申立者は、申立書に記載すべき事項を陳述しなければならない。

4 前項の規定による陳述を聴取した職員は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上で、これを申立者に読み聞かせて誤りのないことを確認し、当該申立者に署名又は記名押印を求めなければならない。

5 障害のある人の家族及び後見人が申立てを行う場合は、当該申立てに係る障害のある人が当該申立てに同意していることその他の当該申立てが条例第10条第 1 項ただし書に規定する場合に該当しないことを証明しなければならない。

（あっせんを行うことの適否の通知）

第 4 条 市長は、条例第11条第 3 項の規定によりあっせんを行うことの適否を決定したときは、申立者に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（あっせん案の提示）

第5条 条例第11条第7項に規定するあっせん案の提示は、次に掲げる事項を記載した書面を、当該事案の当事者に送付することにより行わなければならない。

- (1) あっせん案の内容及び当該あっせん案の受諾を求める理由
 - (2) あっせん案に対する諾否の応答をすべき期限及びその方法
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、参考となる事項
- (あっせんの終了)

第6条 茨木市障害者差別解消支援協議会は、次のいずれかに該当したときは、あっせんを終了するものとする。

- (1) 当該事案が解決したとき。
- (2) あっせんによっては当該事案の解決の見込みがないと認めるとき。

2 市長は、条例第11条第8項の規定により報告を受けたときは、申立者にあっせんを終了した旨を通知するものとする。

(勧告)

第7条 条例第12条第1項の規定による勧告（次条において「勧告」という。）は、勧告書（様式第2号）により行うものとする。

(公表)

第8条 条例第13条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、市役所前の掲示場への掲示、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の名称又は氏名及び所在地又は住所
- (2) 勧告の内容
- (3) 勧告に従わない旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年8月1日から施行する。

様式 (略)